

岩手県告示第123号

災害対策基本法の規定による指定地方公共機関（昭和37年岩手県告示第950号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社、株式会社アイビーシー岩手放送、胆沢平野土地改良区、鹿妻穴堰土地改良区、株式会社テレビ岩手、盛岡ガス株式会社、 <u>社団法人岩手県医師会</u> 、三陸鉄道株式会社、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、 <u>社団法人岩手県高圧ガス保安協会</u> 、 <u>社団法人岩手県トラック協会</u> 、 <u>社団法人岩手県バス協会</u> 、 <u>社団法人岩手県歯科医師会</u> 、アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社	岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社、株式会社アイビーシー岩手放送、胆沢平野土地改良区、鹿妻穴堰土地改良区、株式会社テレビ岩手、盛岡ガス株式会社、 <u>一般社団法人岩手県医師会</u> 、三陸鉄道株式会社、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、 <u>一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会</u> 、 <u>公益社団法人岩手県トラック協会</u> 、 <u>公益社団法人岩手県バス協会</u> 、 <u>一般社団法人岩手県歯科医師会</u> 、アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社、 <u>一般社団法人岩手県建設業協会</u> 、 <u>一般社団法人岩手県獣医師会</u> 、 <u>一般社団法人岩手県薬剤師会</u> 、 <u>公益社団法人岩手県栄養士会</u> 、 <u>公益社団法人岩手県看護協会</u> 、 <u>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	